

水質基準 50項目

	検査項目	基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	ベンゼン	0.01mg/L以下
20	塩素酸	0.6mg/L以下
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
22	クロロホルム	0.06mg/L以下
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
25	臭素酸	0.01mg/L以下
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
29	プロモホルム	0.09mg/L以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
37	塩化物イオン	200mg/L以下
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
39	蒸発残留物	500mg/L以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
46	pH値	5.8以上8.6以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5度以下
50	濁度	2度以下

厚生労働省「水道法第4条に基づく水質基準に関する省令」による  
常時飲用水として使用する場合、年に一度の検査が必要です。